

寒川浄水場排水処理施設特定事業

入札説明書

平成15年4月

神奈川県企業庁水道局

目 次

第1章 事業の目的	1
1 水道事業について.....	1
2 本件事業の背景について.....	1
3 PFI手法導入の目的.....	1
第2章 事業の概要	1
1 本件事業の概要.....	1
(1) 入札公告までの経緯.....	1
(2) 事業名.....	2
(3) 事業場所.....	2
(4) PFI事業の内容.....	2
(5) 排水処理施設の法的位置づけ等.....	2
(6) PFI事業として求めるサービスの水準.....	3
(7) 事業期間等.....	3
(8) 事業方式等.....	4
(9) サービス購入料の支払.....	4
(10) サービス購入料の減額等.....	4
2 入札手続の概要.....	5
(1) 入札スケジュール.....	5
(2) 入札手順.....	6
第3章 入札手続	6
1 公告日.....	7
2 入札に付する事項.....	7
(1) 事業名.....	7
(2) 事業場所.....	7
(3) 事業概要.....	7
(4) 提供される業務の要求水準.....	8
(5) 事業期間等.....	8
(6) 事業期間終了時の条件.....	8
(7) 総合評価による一般競争入札.....	8
(8) 支払条件等.....	9
3 入札に参加する者に必要な資格.....	9
(1) 基本的要件.....	9
(2) 応募企業及び応募グループの各構成員に共通の参加資格要件.....	9
(3) 応募企業及び応募グループの代表企業に共通の参加資格要件.....	10
(4) 入札参加資格者名簿への登録手続き.....	10
(5) 設計業務及び建設業務に係る要件.....	10
(6) 入札参加に当たっての留意事項.....	10
4 入札参加手続.....	10
(1) 入札説明書に関する事項.....	10
(2) 入札参加資格の確認.....	12
5 入札方法等.....	14
(1) 入札書類の提出（入札書類を持参する場合）.....	14
(2) 入札書類を郵送する場合.....	14

(3) 入札に当たっての留意事項.....	14
6 開札	17
7 入札の無効	17
8 落札者の決定方法等.....	17
(1) 落札者の決定方法.....	18
(2) 審査事項.....	18
(3) 落札者の決定.....	18
(4) 入札結果の通知及び公表.....	18
9 基本協定の締結.....	19
10 特定目的会社の設立.....	19
(1) 特定目的会社への出資条件.....	19
(2) その他.....	19
11 特定事業契約の締結.....	19
(1) 特定事業契約書の内容変更.....	19
(2) 特定事業契約に係る契約書作成費用.....	19
(3) P F I 事業者の特定事業契約上の地位.....	20
(4) 特定事業契約を締結できない場合等.....	20
(5) その他.....	20
12 その他.....	20
第4章 契約条件等.....	21
1 金融機関との協議.....	21
2 債権の取扱い.....	21
(1) 県企業庁からのサービス購入料の支払.....	21
(2) 第三者による代理受領.....	21
(3) 債権の譲渡.....	21
(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供.....	21
3 建物等への抵当権等の設定.....	21
4 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて.....	21
第5章 特定事業契約締結後.....	22
1 グループ構成員の役割.....	22
2 P F I 事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等.....	22
(1) 設計・建設状況の確認.....	22
(2) 維持管理・運営期間中のモニタリング等.....	23
3 サービス購入料の支払手続き.....	24
別添資料一覧	25
付属資料	26
付属資料1 県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について	26
付属資料2 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について	35
付属資料3 寒川浄水場排水処理施設特定事業について	44
付属資料様式1 入札説明会参加申込書	45
付属資料様式2 現況調査実施申込書	46
付属資料様式3 入札説明書等に関する質問書	47

第1章 事業の目的

1 水道事業について

神奈川県企業庁水道局(以下「県企業庁」という。)は「快適な生活と社会活動を支えるため、水源の確保や水道施設を整備するとともに災害に強い水道づくりに努め、安全で良質な水を安定的に供給すること、また、常に経済性を発揮するとともに、効率的な水道事業の経営を目指す」ことをその経営理念としており、この経営理念実現のため、「安定給水の確保」、「災害に強い水道づくり」、「安全で良質な水の供給」及び「お客様サービスの向上」を主要な柱とした施策事業を展開しています。

2 本件事業の背景について

寒川浄水場の排水処理施設における脱水施設は、運転開始から29年が経過しており老朽化が進んでいることから、早急な施設更新が必要となっています。排水処理施設は、浄水工程で生じる汚泥の処理を行っていますが、この処理が滞ると水道水を作ることができなくなることから水道施設として重要な役割を担っています。

また、施設の更新に当たっては、循環型社会の実現の観点から、脱水処理に伴い発生する脱水ケーキの減量化と再生利用の促進に対応する施設整備が求められています。

なお、寒川浄水場では、現在、脱水ケーキをセメント原料として再生利用していますが、経済状況の変化や海外企業の進出により国内セメント原料の需要が大きく変動した場合の影響は大きく、安定的な浄水場運営のために多面的な脱水ケーキの再生利用が必要となっています。

3 PFI手法導入の目的

県企業庁は、排水処理施設の更新等について、設計、建設、維持管理及び運営を一括して長期委託することにより、民間事業者の資金力と経営・技術ノウハウを活かした創意工夫が可能となり、事業コストの削減、脱水ケーキの減量化と長期にわたる安定した再生利用が期待され、ひいては水道事業の経営の効率化に貢献できるためPFI手法を導入します。

第2章 事業の概要

本章では、入札に参加しようとする者への便宜のため、寒川浄水場排水処理施設特定事業(以下「本件事業」という。)の概要を記載します。なお、詳細はそれぞれ指示した書類等を参照してください。

1 本件事業の概要

(1) 入札公告までの経緯

寒川浄水場排水処理施設更新等事業として、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、次のとおり順次法定手続きを経ていきます。

平成14年8月1日 実施方針等の公表

9月24日
| 実施方針等に対する意見招請（回答は入札公告時に公表）
27日
10月18日 実施方針等に関する質問回答の公表
10月22日 意見交換会実施
11月21日 特定事業の選定結果の公表
事業名称 寒川浄水場排水処理施設更新等事業

寒川浄水場排水処理施設特定事業

11月25日
| 事業者ヒアリング
12月26日
平成15年3月13日 債務負担行為の設定
4月11日 入札公告

(2) 事業名

寒川浄水場排水処理施設特定事業

(3) 事業場所

神奈川県高座郡寒川町宮山 4058 番 6 他（寒川浄水場内）

なお、事業場所の概要については、第3章2(2)を参照してください。

(4) PFI事業の内容

設計から運営までを一体とした落札者の提案に基づき、PFI事業者（第3章2(3)において定義する。以下同じ）が脱水機棟の設計・建設及び脱水設備の設計・製作・据付けをし、また、濃縮施設について必要とする改造等を行った上、施設の所有権を県企業庁に移転後、濃縮施設を含む排水処理施設全体の維持管理・運営及び脱水ケーキの再生利用を20年間行います。

なお、本件事業の概要（業務範囲）については、第3章2(3)に詳述してありますので参照してください。

(5) 排水処理施設の法的位置づけ等

寒川浄水場排水処理施設は、水道法上の水道施設であり、また、水質汚濁防止法上の特定施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の産業廃棄物処理施設に該当します。本件事業は、国庫補助金対象事業ではありません。また、県企業庁として補助金、出資の支援は行ないません。

なお、本件事業に必要と想定される根拠法令等としては、上記の法律を含め次のものがあります。

水道法（昭和32年法律第177号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）

都市計画法（昭和43年法律第100号）

河川法（昭和39年法律第167号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

電気事業法（昭和39年法律第170号）

消防法（昭和23年法律第186号）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
 自然環境保全条例（昭和 47 年条例 52 号）
 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年条例第 35 号）
 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成 11 年条例第 3 号）

また、本件事業の遂行に必要となる許認可については、P F I 事業者の責任において取得するものとし、その費用についても P F I 事業者の負担とします。

(6) P F I 事業として求めるサービスの水準

本件事業において県企業庁が P F I 事業者を求める業務は、汚泥の受入と処理、処理に伴い発生した脱水ケーキの処分と上澄水の返送業務、また、それら業務を行うための施設整備と施設の維持管理運営であり、その概略は次表のとおりです。

なお、詳細は添付資料 2「寒川浄水場排水処理施設特定事業 業務要求水準書」(以下「業務要求水準書」という。)を参照してください。

業務の種類別	業務内容	必要とされる要件の概要
排水処理業務	浄水場から汚泥を受け入れること	浄水場と連絡を密にするとともに原水の水質を考慮した施設運営を行うこと
	受け入れた汚泥を処理し固形分(脱水ケーキ)と水分(上澄水)に分離すること	濃縮施設、新設施設を利用し、薬品、その他添加物を使用せずに、受け入れた汚泥を固液分離すること
	脱水ケーキを再生利用すること(一時保管を含む。)	排水処理に伴い発生した脱水ケーキを全量再生利用すること
	上澄水は浄水処理に支障がないような状態で浄水場に返送すること	返送する上澄水の濁度は 10 度以下とすること
施設整備及び維持管理・運営業務	老朽化した脱水施設の代替施設として「新設施設」を設計・建設するとともに、既存施設との連絡工事や事業者の提案に基づく改良工事等を実施すること	・排水処理施設は、薬品その他添加物を一切使用することなく、計画固形物量の全量を含水率 35%以下の脱水ケーキにすることが可能な能力を有すること ・一定の耐久性及び耐震性を備えること
	「新設施設」と「濃縮施設」を合わせた排水処理施設全体の維持管理・運営を行うこと	事業期間にわたり、業務要求水準書で提示した性能を維持するよう、適切な維持管理、必要に応じた設備更新を実施すること

(7) 事業期間等

本件事業に係る入札公告以後の主なスケジュールは次のとおりです。

ア 契約締結まで

入札公告	平成 15 年 4 月 11 日
参加表明書、資格確認申請書の提出	6 月 4 日～ 5 日
入札書類の提出・入札	7 月 25 日
以下のスケジュールは予定です。	
審査結果の公表	11 月上旬

基本協定締結	11月中旬
特定事業契約締結	12月
(金融機関との直接協定締結	平成16年3月まで)

イ 事業期間

新施設等の設計・建設	平成15年12月～平成18年3月31日
許可の取得	平成15年12月～平成18年3月31日
新施設等の引渡し・所有権移転	平成18年4月1日
維持管理・運営(20年間)	平成18年4月1日～平成38年3月31日

(8) 事業方式等

ア 新施設

BTO(Build Transfer Operate)方式

イ 濃縮施設

事業者が必要に応じて改造等を行う。

新施設及び濃縮施設について維持管理・運営期間(20年間)を通じて、維持管理・運営業務等を行う。

なお、当初の改造等及び維持管理・運営期間を通じて事業者が新施設・濃縮施設を問わず機器の更新又は改修等を実施した場合、それらに係る機器等の所有権は県企業庁に帰属するものとします。

(9) サービス購入料の支払

県企業庁は、PFI事業者の遂行する排水処理施設の維持管理・運営業務等に関し、PFI事業者に対してサービス購入料を支払います。サービス購入料は、新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息、新施設及び濃縮施設の維持管理・運営費、脱水ケーキの再生利用業務費により構成され、県企業庁は事業者により20年間で支払います。

具体的には、県企業庁はサービス購入料を次表のとおり年4回に分けて支払うものとし、四半期ごとにPFI事業者から提出を受けた業務日報及び必要に応じて県企業庁が実施した巡回により当該業務の状況を確認(以下「モニタリング」という。)の上、支払うものとします。

	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	原則として、各四半期終了後の翌月の末日(当該期日が銀行営業日でない場合は翌営業日とする。)までとする。ただし、請求書に不備がある場合は、この限りでない。
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

なお、サービス購入料のうち、の新施設等整備の割賦代金の支払利息相当分については、金利変動を勘案し、5年ごとに改定し、及び(ただし、脱水ケーキの再生利用業務費を除く。)については、物価上昇率等を勘案し、毎年改定します。詳細は付属資料1「県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について」を参照してください。

(10) サービス購入料の減額等

モニタリングの結果、維持管理・運営業務等について、添付資料1「寒川浄水場排水処理施設特定事業契約書(案)」(以下「特定事業契約書」という。)業務要求水準書、提案書及び

維持管理・運営仕様書等に記載された県企業庁が求める水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、県企業庁はサービス購入料の減額等を次表のとおり行います。なお、詳細は付属資料2「モニタリングの実施とサービス購入料の減額について」を参照してください。

確認項目	モニタリングの実施	サービス購入料減額等の対象		備考 (業務要求水準上の区分)
		減額の対象	支払停止の対象	
汚泥の排出停止措置期間			-	新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営業務
脱水設備の能力維持		-	(サービス購入料の50%まで)	
返送水の濁度			-	上澄水の返送業務
返送水中の塩素消費物質及び臭気物質		改善勧告	-	
脱水ケーキの再生利用			(不法投棄のみ)	脱水ケーキの再生利用業務
維持管理業務の適切な遂行		改善勧告	-	新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営業務

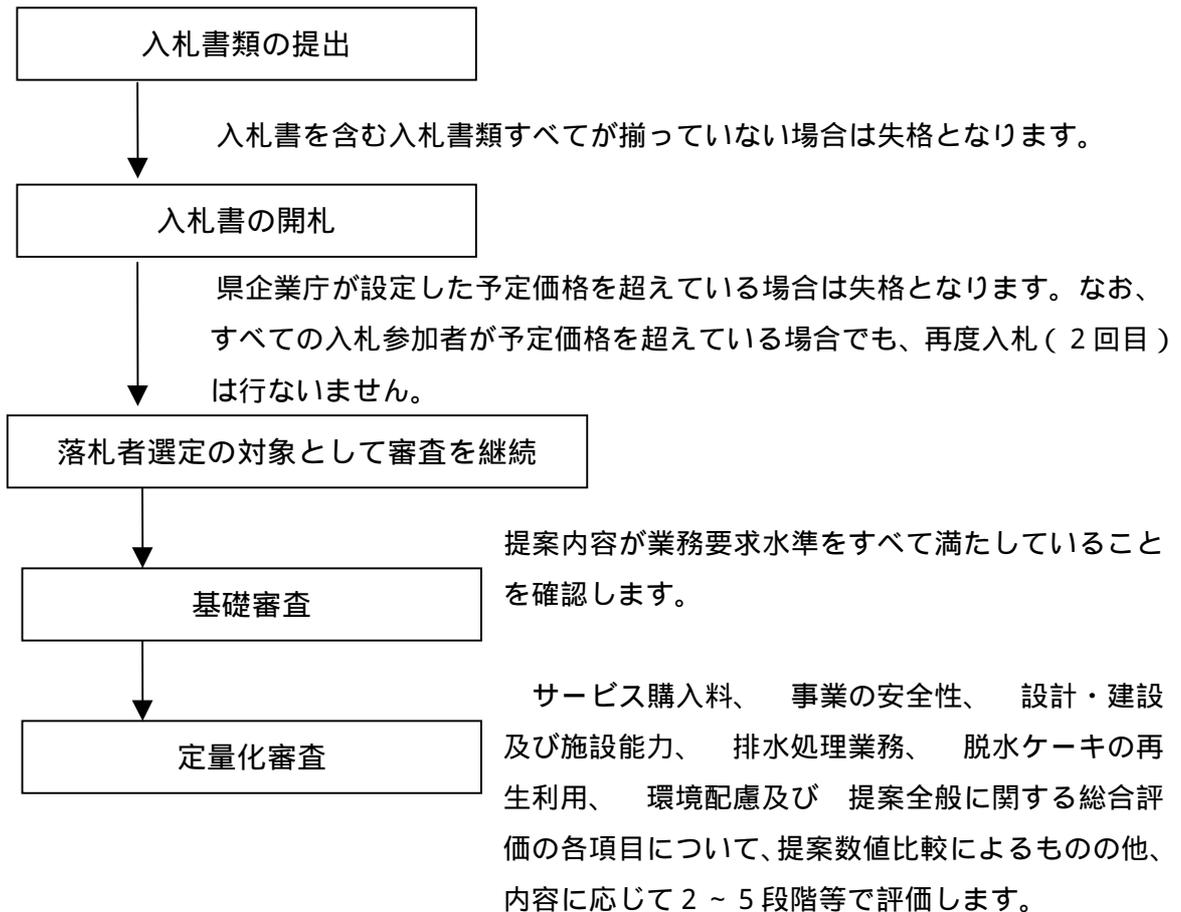
2 入札手続の概要

本件事業の事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式(「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)によるものとします。

(1) 入札スケジュール

入札公告	平成15年4月11日(金)
入札説明会及び現場説明会	平成15年4月23日(水)
質問受付	平成15年4月28日(月)～30日(水)
回答の公表	平成15年5月28日(水)
参加表明書、資格確認申請書等の提出	平成15年6月4日(水)～5日(木)
資格確認通知	平成15年6月20日(金)
入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書の提出	平成15年6月23日(月)～25日(水)
入札参加資格がないと認めた理由の回答	平成15年7月4日(金)
入札書類の提出	平成15年7月25日(金)
審査結果の公表(優秀提案の選出、落札者の決定)	平成15年11月上旬(予定)
基本協定締結	平成15年11月中旬(予定)
特定事業契約締結	平成15年12月(予定)

(2) 入札手順



なお、入札手続の詳細は、次の第3章を参照してください。

第3章 入札手続

県企業庁の「特定調達契約に係る入札公告」に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（別添資料を含む。以下「本件入札説明書」という。）によるものとします。記載に当たっては、一覧性を重視したため、入札公告記載事項と重複している部分がありますが、完全に重複している部分については、太字（文字強調）表示としております。

なお、本件入札説明書は、平成14年8月1日に公表した実施方針等（特定事業契約書（素案）業務要求水準書（案）及び実施方針Q & A等を含む。）並びに実施方針等に対する質問への回答（平成14年10月18日公表）及び意見招請（平成14年10月22日に開催した意見交換会及び平成15年2月12日に公表した事業者ヒアリング結果を含む。）（以下「既公表資料」という。）を反映したものであり、本件入札説明書と既公表資料に相違がある場合には、本件入札説明書の規定内容が優先するものとします。また、本件入札説明書に記載がない事項については、既公表資料及び本件入札説明書に対する質問・回答によりますので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続を行ってください。

1 公告日 平成 15 年 4 月 11 日

2 入札に付する事項

(1) 事業名

寒川浄水場排水処理施設特定事業

(2) 事業場所

神奈川県高座郡寒川町宮山 4058 番 6 他（寒川浄水場内）

事業場所の概要

新設施設	建設用地	高座郡寒川町宮山 4058 番 6 他(寒川浄水場内)
	敷地面積	約 11,600 m ²
	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火地域等	準防火地域
濃縮施設	敷地面積	約 12,000 m ²
新設施設用地及び濃縮施設の敷地について		所有者：神奈川県 管理者：県企業庁 財産の種類：行政資産

備考：新設施設の建設用地には、旧第一浄水場の沈殿池やろ過池等の遺構が存在するが、脱水機棟の建設に係る部分については、平成 16 年 6 月 30 日までの間に県企業庁が撤去します。

(3) 事業概要

本件事業は P F I 法第 6 条に基づき選定された事業として、本件入札説明書で定める総合評価の方法で落札者とされた者が、本件事業を遂行することを目的とする特定目的会社（本件入札説明書において、「P F I 事業者」という。ただし、本章「10 特定目的会社の設立」を除く。）を設立し、当該 P F I 事業者が落札者とされた者の提案に基づき、B T O（Build-Transfer-Operate）方式により、新設施設の設計及び建設等を行い、当該施設の完成・引渡し後に新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営業務を行うとともに、併せて排水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量再生利用及び上澄水の返送業務を行うものです。

本件事業の主な業務は以下のとおりですが、詳細な業務内容については、業務要求水準書及び特定事業契約書を参照してください。

ア 新設施設の設計及び建設等業務（その他新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営のため、新設施設の運営開始前に必要な工事等を含む。）

P F I 事業者は、新設施設の設計、監理及び建設並びにこれらを実施する上で必要な産業廃棄物処理施設設置許可申請、建築確認申請等の許認可手続及びその他必要な調査等を行ってください。

なお、濃縮施設については、事業者が必要に応じて改良・改修等を行うものですが、この場合は、現行の排水処理業務に支障をきたさないよう注意する他、業務要求水準書に定める条件に従ってください。

イ 新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営業務（維持管理・運営業務には、清掃、保守管

理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）の他、修繕及び機器更新を含む。）

P F I 事業者は、完成・引渡し（所有権移転業務）後の新施設及び既存の濃縮施設を含めた排水処理施設全体の維持管理・運営を行ってください。ただし、P F I 事業者が使用しない既存濃縮施設についてはこの限りではありません。

ウ 脱水ケーキの再生利用業務

P F I 事業者は、排水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量を再生利用します。

エ 上澄水の返送業務

P F I 事業者は、濁度 10 度以下の上澄水を浄水場へ返送します。

【第三者賠償保険の付保】

事業期間中は P F I 事業者（建設期間中は担当企業でも可。）が次の補償限度額を条件とする第三者賠償保険の付保を行ってください。

対人 1 人 1 億円以上、1 事故当たり 10 億円以上

対物 1 事故当たり 10 億円以上

(4) 提供される業務の要求水準

業務要求水準書によるものとします。

(5) 事業期間等

ア 事業期間

本契約締結日から平成 38 年 3 月 31 日まで

なお、(3)に掲げる業務範囲ごとの事業期間は次のとおりです。

「ア 新施設の設計及び建設等業務」（必要な許認可の取得を含む。）

本契約締結～平成 18 年 3 月 31 日

「イ 新施設及び濃縮施設の維持管理・排水処理業務、ウ 脱水ケーキの再生利用業務 及び エ 上澄水の返送業務」

平成 18 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日（維持管理・運営期間 20 年）

なお、新施設等の引渡し及び所有権移転日は、平成 18 年 4 月 1 日とします。

イ 契約等の締結（予定）

基本協定締結 平成 15 年 11 月中旬

特定事業契約締結 平成 15 年 12 月

（ 金融機関との直接協定締結 平成 16 年 3 月まで ）

(6) 事業期間終了時の条件

本件事業の終了時には、業務要求水準書に示す条件を保持している必要があります。

(7) 総合評価による一般競争入札

本件事業の事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）によるものとします。

なお、本件事業は W T O 政府調達協定の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用されます。

(8) 支払条件等

付属資料1「県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について」を参照してください。

なお、県企業庁は、「地方自治法」(昭和22年第67号)第214条に基づき設定した債務負担行為の範囲内で、本件事業に必要なサービス購入料を20年間にわたり支払います。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たす者であることを要します。

(1) 基本的要件

ア 入札参加者は、本件事業に係る業務に携わることを予定する単体企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)であることを要します。

なお、応募グループにあつては、あらかじめ代表企業を選定し、代表企業名で入札手続きを行うこととします。

イ 入札参加者は、4(2)に掲げる参加表明書等において、本件事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業(協力企業とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から本件事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。)の企業名及び携わる業務等を明らかにすることを要します。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業のうちの一者が、本件事業に係る複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務については、業務範囲を明確にした上で応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えありません。

(2) 応募企業及び応募グループの各構成員に共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 県の指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 4(2)オで定める入札参加資格の確認基準日(以下「確認基準日」という。)において、債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定がなされていない者であること。

エ 確認基準日において、事業税及び消費税を滞納していない者であること。

オ 確認基準日前2年以内に、銀行取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てを行った者が、更生計画の開始決定又は再生計画の開始決定を受けた後、再度の競争入札参加資格申請を行い、競争入札参加資格の再認定を受けたときを除く。

カ 県企業庁が本件事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するアドバイザー契約を締結している企業又はこれらと資本面若しくは人事面において関係がない者であること。

なお、当該アドバイザー契約を締結している企業は財団法人日本経済研究所(同協力

会社等として株式会社日水コン、アンダーソン・毛利法律事務所)です。

(3) 応募企業及び応募グループの代表企業に共通の参加資格要件

神奈川県競争入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として物件の買入れ中「建物」に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であること。

(4) 入札参加資格者名簿への登録手続き

神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で入札に参加しようとする者は、所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記載の上、平成15年5月16日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに神奈川県出納局総務課指名担当(横浜市中区日本大通1 電話(045)210-6721)へ持参してください。なお、郵送、FAX、Eメールによるものは受け付けません。

(5) 設計業務及び建設業務に係る要件

設計業務及び建設業務を実際に担当する者(応募グループの構成員であるか協力企業であるかは問わない。ただし、協力企業の場合は、当該企業が(2)のイ及びカの要件を満たすこと。)は、以下の要件を満たしていなければなりません。

ア 設計業務を担当する者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

イ 建設業務を担当する者は、次の要件を満たしていること。ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 入札の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事及び建築一式工事に係る建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けた者であること。

(6) 入札参加に当たっての留意事項

応募企業及び応募グループの各構成員のいずれかの企業は他の応募グループの一員となることはできません。ただし、維持管理・運營業務等の業務のうち、業者数が限定され、重複せざるを得ないものなど特殊な業務については、応募グループの構成員となった企業が同時に他の応募グループにおける当該業務の協力企業又は再委託先(再委託先とは、応募企業、応募グループ構成員又は協力企業以外の者で、本件事業の業務に携わる者をいう。ただし、融資企業等を除く。)となることは可能とします。

なお、自らが参加した応募グループが落札者として選定されなかった場合には、県企業庁がPFI事業者と特定事業契約を締結後、PFI事業者に協力することができます。

4 入札参加手続

(1) 入札説明書に関する事項

ア 入札説明書の閲覧

(ア) 閲覧期間 平成15年4月11日(金)～平成15年5月16日(金)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(イ) 閲覧時間 午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(ウ) 閲覧場所 神奈川県企業庁水道局浄水課水質班

横浜市中区日本大通1 県庁新庁舎10階

電話(045)210-7274(直通)(045)210-1111(代表)内線7274～7276

なお、原則として入札説明書の配布はしないので、必要に応じて神奈川県ホームページからダウンロードしてください。ただし、既存施設関係図面の一部等については、閲覧場所において配布できます。

配布可能対象図面 業務要求水準書 別図1～2及び添付資料3～8(ただし、A3版のみの配布となります。)

生活環境影響調査業務委託報告書 資料編(報告書本編については、データで提供可能)

県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/kigyouchou/3154/index.htm>

イ 関係資料の有償頒布

平成14年8月23日(金)に、本件事業の実施に必要な図面、修繕履歴等の有償頒布を行いました。再度、同じ資料の有償頒布を行います。(詳細は、実施方針(別紙1)「有償頒布のお知らせ」参照。)

(ア) 申込期間 平成15年4月14日(月)～4月22日(火)(必着)

(イ) 有償頒布 平成15年5月14日(水)

ウ 入札説明会及び現場説明会

(ア) 日 時 平成15年4月23日(水)13時30分～16時30分

(イ) 場 所 寒川浄水場 第3浄水場本館3階大会議室(寒川町宮山4271)

(電話0467-75-1056(代表))

入札説明会の終了後、引き続き濃縮施設及び新施設等の建設用地の現場説明会を行います。(現地写真撮影可。)

(ウ) 申込期日 平成15年4月18日(金)午後5時まで(必着)

(イ) 申込方法 「入札説明会参加申込書」(付属資料様式1)に必要事項を記入の上、Eメール又はFAXにより神奈川県企業庁水道局浄水課水質班あてに申し込んでください。(電話での申し込みは不可とします。)

Eメールアドレス: ki-josui.3154@pref.kanagawa.jp

FAX番号(045)210-8903

(オ) 注意事項

a 説明会当日は、本件入札説明書は配布しないので、神奈川県ホームページからダウンロードして持参してください。

b 事前に申し込まずに、当日来場しても説明会には参加できません。

c 現場説明会のみ参加は不可とします。

(カ) 説明会会場への交通

JR相模線「宮山駅」から徒歩10分程度。なお、車での来場はできません。

エ 現況調査

新設施設等の建設用地、既存施設の状態等の現況調査を希望する場合は、「現況調査実施申込書」(付属資料様式2)に必要な事項を記入の上、Eメール又はFAXにより神奈川県企業庁水道局浄水課水質班あてに申し込んでください。(電話での申し込みは不可とします。)

なお、脱水実験に使用する汚泥等の提供を求める場合には、「寒川浄水場排水処理施設更新等事業実施方針等に関する質問への回答」の別紙1により、申し込んでください。

オ 質問及び回答

本件入札説明書に記載している内容に対する質問事項がある場合は、質疑応答を以下のとおり行います。なお、本件入札説明書の内容は変更しません。

(ア) 質問の方法 添付資料一覧(P25)に記載する資料ごとに質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」(付属資料様式3)に記入し提出してください。(質問内容と様式が一致するよう留意のこと。)

(イ) 受付期間 平成15年4月28日(月)～4月30日(水)

(ウ) 提出方法 Eメールにより提出してください。
(ソフトはWord97(Windows版)対応とします。)

(エ) 提出先 神奈川県企業庁水道局浄水課水質班

(オ) 回答 平成15年5月28日(水)から神奈川県ホームページに登載するとともに、回答書を閲覧に供します。なお、質問及び質問者についても併せて公表します。

a 閲覧日 平成15年5月28日(水)～平成15年7月4日(金)
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

b 閲覧時間 午前9時～正午及び午後1時～午後5時

c 閲覧場所 神奈川県企業庁水道局浄水課水質班

(カ) その他 再質問については認められません。

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、本件入札に参加することを表明し、3に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有することを証明するため、以下のとおり参加表明書、一般競争入札参加資格申請書及び資格確認資料(以下「参加表明書等」という。)を提出し入札参加資格の確認を受けることを要します。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は本件入札に参加することはできません。

ア 参加表明書等の受付期間、場所及び方法

(ア) 受付期間 平成15年6月4日(水)～平成15年6月5日(木)
午前9時～正午及び午後1時～午後5時(厳守)

(イ) 受付場所 神奈川県企業庁水道局浄水課水質班

(ウ) 提出方法 参加表明書等の提出は、受付場所へ持参することにより行うものとし、

郵送、FAX又はEメールによる提出は認められません。

(I) 入札参加資格の確認基準日 平成 15 年 6 月 5 日 (木)

イ 参加表明書等は、別添「寒川浄水場排水処理施設特定事業 様式集及び記載要領」(以下「様式集」という。)に定めるところに従い作成してください。

ウ 資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成 15 年 6 月 20 日 (金)までに発送します。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができます。

(ア) 提出日時 平成 15 年 6 月 23 日 (月) ~ 6 月 25 日 (水)

午前 9 時 ~ 正午及び午後 1 時 ~ 午後 5 時 (厳守)

(イ) 提出方法 説明要求の書面 (様式自由) を持参してください。郵送、FAX及びEメールによる提出は認められません。

(ウ) 提出場所 神奈川県企業庁水道局浄水課水質班

説明要求があった場合は、平成 15 年 7 月 4 日 (金)までに回答します。

オ 入札参加資格確認後は、応募企業、応募グループの各構成員又はPFI事業者から設計業務又は建設業務を直接受託する協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めません。

ただし、やむを得ない事情 (指名停止等に該当する場合を除く。)が生じ、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を入札書提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、入札日の 7 日前まで県企業庁と協議を行い、県企業庁の承諾を得るとともに、変更又は追加後において 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有することを証明できる場合に限り、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができます。

なお、この場合においては、速やかに変更後の該当様式を提出してください。

カ 入札参加を辞退する場合

参加表明以後、応募者が入札 (提案書の提出) を辞退する場合は、入札辞退届 (様式 2) を平成 15 年 7 月 24 日 (木)までに神奈川県企業庁水道局浄水課水質班あてに提出してください。

キ 入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、入札日において、3 の(2)で定める要件のひとつでも満たさない場合 (以下「指名停止等に該当する場合」という。)は、入札に参加することはできません。

なお、入札日以降落札者の決定日までに、入札を行った者が、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は失格とします。

ク その他

(ア) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- (イ) 県企業庁は、提出された参加表明書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- (ウ) 才ただし書に該当する場合を除き、提出期限経過後における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めません。

5 入札方法等

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「入札書類」という。）を次により提出してください。

(1) 入札書類の提出（入札書類を持参する場合）

ア 日 時 平成 15 年 7 月 25 日（金）午前 10 時から午後 2 時まで

イ 場 所 神奈川県企業庁日生ビル会議室（横浜市中区本町 2 - 22 日本生命横浜本町ビル 7 階）

なお、入札書類のうち本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）については、様式集及び記載要領に定められた部数を提出してください。（郵送の場合も同じ。）

(2) 入札書類を郵送する場合

ア 日 時 平成 15 年 7 月 23 日（水）（必着）

イ 送付先 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班あて

「寒川浄水場排水処理施設特定事業入札書類在中」と朱書きの上、郵便書留により送付してください。

(3) 入札に当たっての留意事項

ア 本件入札説明書の承諾

入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札してください。

イ 費用負担

入札書類の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とします。

ウ 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集に定めるところにより作成し入札公告に示した時刻までに持参又は郵送（郵便書留に限る。）してください。なお、入札書は封かんの上提出してください。

入札書類の提出に当たっては、4(2)ウに定める入札参加資格の確認結果通知書の写しを持参しなければなりません。郵送による入札の場合も、当該写しを入札書類に同封してください。

エ 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参しなければなりません。ただし、郵送による入札の場合は、ウと同様に委任状（開札に立会う者の委任状）を入札書類に同封してください。

なお、入札時には身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参してください。

オ 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、(1)アの入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなします。

カ 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがあります。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。

キ 入札価格の記載等

(ア) サービス購入料の総額の事前公表の試行

本入札は、サービス購入料の総額の事前公表の試行対象であり、その総額は次のとおりです。

サービス購入料の総額 17,220,743千円

この「サービス購入料の総額」は、入札予定価格の目安となる価格であり、消費税及び地方消費税並びに物価変動率を含みません。なお、県企業庁の算定根拠は公表しません。

(イ) 入札価格の記載

入札価格の算定については様式集の様式5-23を参照してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額から新施設整備費(元金相当額)に係る支払利息を控除した金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とします。入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から新施設整備費(元金相当額)に係る支払利息を控除した金額の105分の100に相当する金額に新施設整備費(元金相当額)に係る支払利息を加算した金額を入札書に記載することを要します。

具体的には、様式集の様式5-23中「各回県企業庁支払額計(消費税抜き)」の行の合計額(20年分)を記載してください。この際の計算の前提となる金利水準は、基準金利0.288%(東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表された平成15年3月3日のTSR6ヶ月LIBORベース5年物(円-円)金利スワップレートの中値)に、様式5-16で提案したスプレッドを加えたものとし、物価変動率は見込まないものとします。

ク 入札執行回数

1回とします。

ケ 本件事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(ア) 著作権

県企業庁が提示した参考図書等の著作権は県企業庁に帰属します。また、関する提案

資料の著作権は入札参加者に帰属します。なお、本件事業の公表その他県企業庁が必要と認めるときは、県企業庁は提案資料の全部又は一部を使用できるものとします。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本件事業の公表以外に使用せず、一式を除いて、落札者決定後に返却します。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負ってください。

(ウ) 県企業庁からの提示資料の取扱い

県企業庁が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。

(エ) 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができません。

(オ) 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできません。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではありません。

コ 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

サ 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(イ) 契約保証金

P F I事業者は、契約の履行を確保するため、以下のいずれかの方法をとることとします。

a 契約保証金を納付する場合

契約保証金（新設施設整備費（本件工事費等相当額）の100分の10に相当する金額以上の金額以上の金額）を納付します。なお、契約保証金は、本件工事期間中（特定事業契約締結日から新設施設等の引渡日までをいう。）返還しません。また、利息等の付与も行いません。

b 契約保証金の納付に代える場合

次のいずれかの方法により、本件工事費等相当額の100分の10に相当する金額以上の金額（証券の場合は額面金額）を、本件工事期間中、提供・保証することとします。

- ・神奈川県債証券の提供
- ・国債証券の提供
- ・政府保証のある債券の提供
- ・銀行が振り出し又は支払保証をした小切手の提供

・銀行又は神奈川県公営企業管理者が确实と認める金融機関による保証書の提供

c 契約保証金を免除する場合

(a) 代表企業及びPFI事業者の株主のうち県企業庁が適当と認めるものによる保証

この場合、PFI事業者は、特定事業契約書別紙10に記載する様式に従い県企業庁の承認する内容の保証契約の差し入れを県企業庁に対して事前に確認し、特定事業契約締結時に保証人をして当該保証契約を締結させるものとします。

(b) 履行保証保険の付保

この場合、県企業庁又はPFI事業者を被保険者とし、保険期間は本件工事期間中(契約締結日から新施設等の引渡日までをいいます。維持管理・運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はないものとします。) 補償限度額は本件工事費等相当額の100分の10に相当する額とする履行保証保険を付保するものとします。

なお、PFI事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合は、保険金請求権に、特定事業契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県企業庁のために設定することを条件とします。

6 開札

(1) 日 時 平成15年7月25日(金)午後3時(受付開始午後2時30分)

(2) 場 所 神奈川県企業庁日生ビル会議室(横浜市中区本町2-22 日本生命横浜本町ビル7階)

(3) その他 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとします。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

(1) 入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札(4(2)キ参照のこと)

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 参加表明書等に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札

(4) 参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

(5) 記名押印のない入札書による入札又は入札事項を表示しない入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札

(7) **同一事項に対し2通以上した入札**

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法等

本件入札は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者の提案を総合評価の審査対象とし、

価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行います。

(1) 落札者の決定方法

ア 審査会

学識経験者等及び県職員で構成する「神奈川県 P F I 事業者選定審査会」(平成 12 年 7 月設置。以下「審査会」という。)において、入札参加者の提案資料の内容が業務要求水準書のすべてを満たしていることを確認(基礎審査)し、入札参加者の提案内容のうち県企業庁が特に重視する項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を行い、各提案ごとに得点を付します。(定量化審査)(詳細は別添資料 3「寒川浄水場排水処理施設特定事業 落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)を参照のこと。)

なお、審査過程において必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。この場合は、実施日時及び場所を後日連絡します。

[審査会の構成]

委員長	山内 弘隆(一橋大学大学院商学研究科教授)
副委員長	光多 長温(鳥取大学教育地域科学部教授)
委員	横田 勇(静岡県立大学大学院生活健康科学研究科教授)
	国包 章一(厚生労働省国立保健医療科学院水道工学部長)
	古米 弘明(東京大学大学院工学系研究科教授)
	玉木 光男(寒川町助役)
	津田 信治(神奈川県総務部次長)
	渡辺 穰(神奈川県企業庁水道局長 事務取扱)
	三杉 三郎(神奈川県総務部建築工事課長)

イ 総合評価

価格を落札者決定基準に定める方法により点数化したものと、ア記載の方法により各提案ごとに付した得点の合計が最も高い提案を優秀提案とします。

(2) 審査事項

落札者決定基準を参照してください。

(3) 落札者の決定

県企業庁は、原則として、審査会により選定された優秀提案を行った入札参加者を落札者として決定します。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、入札参加者に文書で通知するとともに審査結果及び審査の講評と併せて県ホームページへの掲載その他の方法により公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

なお、P F I 法第 8 条に規定する客観的評価については落札者と基本協定書を締結した後に公表します。

9 基本協定の締結

落札者は、県企業庁と速やかに別添資料4「基本協定書(案)」に基づき基本協定を締結しなければなりません。

10 特定目的会社の設立

落札者又は落札者たるグループの構成員(以下「落札者等」という。)は、本件事業を実施するために出資し、特定事業契約締結時までに「商法」(明治32年法律第48号)に定める株式会社として特定目的会社(PFI事業者)を設立しなければなりません。

(1) 特定目的会社への出資条件

特定目的会社への出資条件は、次のとおりとします。

ア 応募グループで入札に参加する場合は、代表企業を含むグループ構成員で特定目的会社の過半数の株式を保持するよう、特定目的会社への出資を行ってください。ただし、構成員全員の出資は要しません。

イ 代表企業は必ず特定目的会社への出資を行うものとします。

ウ グループ構成員以外の者が特定目的会社に出資することは妨げません。

エ 特定目的会社の資本及び役員構成については、原則として制限は設けません。

(2) その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に基づく技術管理者については、特定目的会社に設置するものとします。

11 特定事業契約の締結

PFI事業者は、特定事業契約締結までに5(3)サ(イ)に記載の契約保証金の納付(履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、特定事業契約締結日までに当該履行保証保険に加入しなければならない。)等をし、県企業庁を相手方として、特定事業契約書により特定事業契約を締結しなければなりません。なお、本件事業については、特定事業契約締結のための神奈川県議会の議決を要しません。

(1) 特定事業契約書の内容変更

PFI事業者との契約に際し、特定事業契約書の内容変更は行いません。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能です。

なお、契約金額中、排水処理施設の取得に関する費用のうち新設施設等整備費(元金相当額)の支払利息については、契約締結後、基準金利の改定により支払利息の変更があった場合は、その都度、脱水ケーキの再生利用単価については、単価改定ごとに、それぞれ契約変更を行うものとします。

(2) 特定事業契約に係る契約書作成費用

特定事業契約書の検討に係るPFI事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用(特定事業契約書の作成費用及び県企業庁の弁護士費用は除く。)は、事業者の負担とします。

(3) P F I 事業者の特定事業契約上の地位

県企業庁の事前の承諾がある場合を除き、P F I 事業者は特定事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはなりません。

(4) 特定事業契約を締結できない場合等

落札者の決定後、特定事業契約締結までの間に、落札者（グループで入札する場合は構成員のいずれかの者）が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加資格の制限又は神奈川県指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けた場合には、特定事業契約を締結しないこととします。

また、落札者が特定事業契約を締結しない場合、落札金額の範囲内で、定量化審査の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがあります。（地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約）

(5) その他

P F I 事業者は、特定事業契約締結までに様式集の様式 5 - 19 に記載した搬出・運搬単価及び再生利用単価についての詳細な積算根拠を県企業庁に提出してください。

12 その他

(1) 入札参加者は、本件入札説明書を熟読し、かつ、遵守してください。

(2) 本件入札説明書に定めるものの他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知します。

(3) 入札参加者、落札者及び P F I 事業者は、次のとおり県企業庁が定める日までに、本件事業に係る協力企業及び再委託先を、県企業庁に通知するものとします。

第 1 回目 入札書類の提出日

第 2 回目 落札者の決定後

第 3 回目 事業開始前（原則として 21 日前）

また、事業開始後に協力企業等の追加・変更が生じた場合は、P F I 事業者は県企業庁に対し、その旨を随時通知するものとします。なお、第 1 回目及び第 2 回目については、想定される協力企業等でも差し支えありませんが、第 3 回目においては、実際に業務を行う協力企業等とする必要があります。

(4) 事務を担当する所属（問合わせ先）

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班

横浜市中区日本大通 1 県庁新庁舎 10 階

電話（045）210 - 7274（直通）、（045）210 - 1111（代表）内線 7274 ~ 7276

FAX（045）210 - 8903

E メールアドレス：ki-josui.3154@pref.kanagawa.jp

第 4 章 契約条件等

1 金融機関との協議

県企業庁は、資金調達上の必要があれば、一定の重要事項（特定事業契約書附則第 2 条に定

める事項)について、P F I 事業者に資金を提供する金融機関(融資団を含む。)と協議することがあります。

2 債権の取扱い

(1) 県企業庁からのサービス購入料の支払

県企業庁はP F I 事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、P F I 事業者が県企業庁に対して有する支払請求権(債権)は一体不可分とします。なお、実際に県企業庁からP F I 事業者を支払うサービス購入料については、損益計算書勘定に係る取引分と資産勘定に係る取引分に分け、さらに、損益計算書勘定に係る取引分のうち利子については別途区分して支払います。

(2) 第三者による代理受領

受領委任により、P F I 事業者以外の者にサービス購入料の支払いを希望する場合は、適法な委任状を県企業庁に提出し、県企業庁の承諾を得ることを要します。なお、この場合においても、(1)に記載の他、サービス購入料を分割し、複数の者に支払うことはできません。

(3) 債権の譲渡

P F I 事業者が債権を譲渡する場合には、県企業庁の承諾を得る必要があります。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

P F I 事業者が県企業庁に対して有する債権に対し質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に県企業庁の承諾を得る必要があります。(県企業庁の事業実施に影響が生じると合理的に判断される場合は承諾しません。)

3 建物等への抵当権等の設定

本件事業でP F I 事業者が整備する新設施設及び濃縮施設について抵当権、質権その他の担保権、制限物権を設定することはできません。

4 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本件事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資及び低利子融資)の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能です。ただし、入札参加者は自らのリスクでその活用をすることとし、県企業庁は、同行からの調達の可否による条件変更は行いません。当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提としているので、この点に留意して入札提案をしてください。

当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせをしてください。(なお、無利子融資制度については平成18年3月31日までの時限措置です。)

なお、本件事業に対しては、日本政策投資銀行から平成15年4月9日付けで関心表明書が发出されています。(付属資料3「寒川浄水場排水処理施設特定事業について」参照)

第5章 特定事業契約締結後

本章では、特定事業契約後の業務等について、その概要を記載します。PFI事業者は、特定事業契約の諸条件に則って、提案内容を実現するため誠実に業務を遂行してください。詳細は、特定事業契約書及び業務要求水準書等を参照してください。

1 グループ構成員の役割

応募グループの各構成員は、グループ内で各自が担うべき業務を明確にした上で、各業務を遂行してください。なお、代表企業は県企業庁と契約関係諸手続を行うとともに県企業庁との対応窓口となるものとします。また、グループ構成員であるか協力企業であるかを問わず参加資格確認申請時に設計業務及び建設業務を実際に担当する者として申請した者の変更は認められません。

また、特定事業契約締結後は、各業務を実際に担当する者を県企業庁が把握する必要があることから、PFI事業者は業務遂行体制台帳（仮称）を提出して頂きます。（詳細は、関係者協議会で定めます。）

2 PFI事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等

県企業庁は、本件事業の実施状況のモニタリング等を以下のとおり行います。また、県企業庁は、原則としてPFI事業者に対して連絡等を行いますが、必要に応じて県企業庁と建設業務を担当した者等との間で直接連絡調整を行う場合があります。この場合において県企業庁と建設業務を担当した者等との間で直接連絡調整を行った事項についてはPFI事業者に報告します。

なお、詳細は付属資料2「モニタリングの実施とサービス購入料の減額」を参照してください。

(1) 設計・建設状況の確認等

ア 新設施設

(ア) 設計完了時

PFI事業者は、県企業庁に対して定期的に状況の報告を行うとともに、設計完了時に次の図書を県企業庁に提出し、確認を受ける必要があります。

配置図、平面図、立面図、断面図、設備設計図、透視図、工事内訳書、官公庁打合せ記録

* 工事内訳書は、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成してください。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算してください。

なお、PFI事業者は、県企業庁の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことができません。

(イ) 各種許認可申請時

PFI事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法等関係法令に基づく許可申請書類等を作成し、各法令所管官公庁に申請を行うとともに、県企業庁に事前

説明及び事後説明を行ってください。

(ウ) 工事施工時

P F I 事業者は、建築基準法第 2 条第 11 号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事監理者に工事監理の状況を県企業庁に毎月報告させる必要があります。また、P F I 事業者は、県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告での施工状況の説明を行う必要があります。

なお、工事中の安全対策、近隣対策等は事業者において十分に行う必要があります。

(I) 工事完成時（完工確認）

P F I 事業者は、施工記録を整備し、次の図書を県企業庁に提出して、建設現場で県企業庁の確認を受けてください。

配置図、平面図、立面図、断面図、設備図、透視図

イ 濃縮施設

P F I 事業者において、設計・建設期間中に、新設施設と併せて濃縮施設の改修等を行う場合は、上記ア新設施設と同様の取扱いとします。

(2) 維持管理・運営期間中のモニタリング等

第 3 章 2 (3) に記載した業務詳細は、次のとおりです。なお、具体的なモニタリング方法は、特定事業契約締結後に定めます。

ア 業務内容

(ア) 維持管理・運営業務

- ・建物保守管理（修理業務を含む。）
- ・建物の附帯設備保守管理業務（設備運転・監視、修理・更新業務、備品等の修理・更新業務を含む。）
- ・設備機器保守管理業務（設備運転・監視、修理・更新業務、備品等の修理・更新業務を含む。）
- ・排水処理業務（新設施設及び濃縮施設）
- ・工作物及び外構等保守管理業務（修理業務を含む。）
- ・清掃業務（建物内部及び敷地内の清掃業務）
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務

保守管理には点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務を含みます。また、事業期間にわたって脱水ケーキの含水率を 35% 以下にすることができる施設能力を保つなど、業務要求水準書に示す要求水準を満たすための一切の業務を含みます。

(イ) 脱水ケーキの再生利用業務

- ・脱水ケーキの搬出
- ・脱水ケーキの再生利用
- ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく管理業務）

(ウ) 上澄水の返送業務

・濁度 10 度以下の良好な状態の上澄水を返送するための一切の業務

イ 業務の委託

アに示した業務を、あらかじめ県企業庁の承諾を得た上で、第三者に委託することができます。また、受託者はグループ構成員には該当しません。

なお、モニタリングに要する費用は、P F I 事業者側に発生する費用を除き、県企業庁の負担とします。

3 サービス購入料の支払手続き

P F I 事業者は、四半期ごとに特定事業契約書第 45 条に規定する業務報告書を県企業庁に提出し、県企業庁のモニタリングによる確認の後、速やかに県企業庁に請求書を送付する必要があります。

県企業庁は P F I 事業者から請求書を受け取った後、特定事業契約書に定める日までに支払いを行います。

別添資料一覧

- 資料1 寒川浄水場排水処理施設特定事業契約書(案)
- 資料2 寒川浄水場排水処理施設特定事業 業務要求水準書
- 資料3 寒川浄水場排水処理施設特定事業 落札者決定基準
- 資料4 寒川浄水場排水処理施設特定事業 様式集及び記載要領
- 資料5 基本協定書(案)
- 資料6 寒川浄水場排水処理施設特定事業関係者協議会の設置及び運営に関する要綱(案)及び覚書(案)
- 資料7 意見招請の結果一覧
- 資料8 実施方針等公表時からの変更点
- 資料9 生活環境影響調査現況把握結果の概要

県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について

本資料は、特定事業契約書 別紙 8「県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について」に、説明のためのグラフ及び計算例を付け加えたものです。なお、本資料における事業者は本件入札説明書で定義する P F I 事業者を指します。

県企業庁は本件事業に係るサービスの対価（以下、「サービス購入料」という。）を施設の運営開始後 20 年間にわたり、四半期ごとに 80 回払いで支払う。

サービス購入料の内容及び改定の方法は次のとおりである。

1 サービス購入料の算定

(1) サービス購入料の考え方

ア サービス及びサービス購入料の一体不可分性

本件事業は P F I 事業であり、入札公告に定める事業範囲にかかる全てのサービスを事業者の責任で一体として提供するものであるため、県企業庁は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体として 20 年間にわたり支払うものとする。

なお、各年ごとの支払は事業者の費用発生に合わせて支払うことを原則とし、各年度の支払額は提案に基づき特定事業契約書に定められた額とする。また、物価及び金利の変動による支払額の改定は別途規定する。

イ 事業者の債務及び債権(支払請求権)の一体不可分性

本件事業では、事業者の債務（サービスの提供）が一体不可分であるため、県企業庁に対する債権（支払請求権）も一体不可分のものとし、みなす。なお、事業者の会計上の処理については、関連法令に従い処理すること。

(2) サービス購入料の改定について

ア 建設期間中

建設期間中の金利リスク、物価リスクは県企業庁の負担とし、金利は引渡日の 2 営業日（「国内金融機関営業日」をいう。以下同じ）前で確定し、また建設期間中の物価変動については「 2 サービス購入料の改定」に示す方法に従い、初年度の支払いにおいて反映させる。

イ 維持管理・運営期間中

維持管理・運営期間中のサービス購入料について、金利リスクは双方が、物価リスクは主として県企業庁が負うものとし、これを踏まえ、「 2 サービス購入料の改定」に示す方法に従いサービス購入料の改定を行う。

(3) サービス購入料の構成

サービス購入料を構成する要素は次表のとおり。

構成	構成内容	入札公告に記載の業務の詳細	内容
新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息	新施設等建設費部分等	(ア) 新施設の整備業務等 a 新施設の設計及び建設 b. その他新施設及び濃縮施設の維持管理・運営のため、新施設の運営開始前に必要な工事	県企業庁の所有となる新施設等整備に要する費用 整備費（設計・製造・建設・工事監理、その他経費）、建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等、及びこれにかかる支払利息。
新施設及び濃縮施設の維持管理・運営費	人件費 保守管理費 電気代・燃料費等 水道代 植栽管理費	(イ) 新施設及び濃縮施設の維持管理・運営 ・清掃 ・保守管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務） ・修繕及び機器更新	新施設及び濃縮施設の維持管理・運営に要する費用 維持管理・運営費用。維持管理業務には、清掃、保守管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務を含む）の他、修繕及び機器更新を含む。
	その他業務費	(ウ) 上澄水の返送業務	上澄水の返送業務費用は、維持管理・運営費用に含むものとする。 維持管理・運営に係るその他の費用 保険料、公租公課など上記に含まれない費用
脱水ケーキの再生利用業務費	搬出・運搬費 再生利用費 脱水ケーキ管理費	(エ) 脱水ケーキの再生利用業務 ・脱水ケーキの搬出・運搬 ・脱水ケーキの再生利用 ・脱水ケーキ管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく管理業務）	脱水ケーキ再生利用業務に要する費用 脱水ケーキの搬出や再生利用にかかる費用。

保守管理費には、清掃、修繕及び機器更新に係る費用も含まれます。

(4) 支払方法

ア 支払時期

サービス購入料は、(3)表のとおり、新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息、新施設及び濃縮施設の維持管理・運営費、脱水ケーキの再生利用業務費により構成され、県企業庁は事業者により20年間で支払う。県企業庁はサービス購入料を次表のとおり年4回に分けて支払うものとし、四半期ごとに県企業庁によるモニタリング結果を踏まえ支払うものとする。

	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	原則として、各四半期終了後の翌月の末日（当該期日が銀行営業日でない場合は翌営業日とする。）までとする。 ただし、請求書に不備がある場合は、この限りでない。
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

イ 各費用ごとの支払方法

(ア) 新設施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息

新設施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息については、県企業庁は運営開始から事業終了までの20年間にわたり、元利均等返済で支払う。

ただし、金利変動に基づき、5年ごとにサービス購入料の改定を行う。(「2 サービス購入料の改定」にその算定方法を示す。)

(イ) 新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営費

維持管理・運営業務に要する費用については、提案時点での提案価格を元に「2 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。

a 人件費

維持管理・運営業務に要する人件費に対するサービス購入料は、提案書に基づき、提案された四半期ごとの費用を定額で20年間にわたり支払う。(事業者の運営計画に応じて四半期ごとの支払金額が異なる提案は認めるが、年間の費用は毎年定額とする。)

b 保守管理費

保守管理に対するサービス購入料は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い、四半期ごとに業務実施の確認が出来たものに対し、四半期ごとに一括して支払う。

c 電気代・燃料費等及び水道代

運営業務に要する電気代・燃料費等に対するサービス購入料は、提案書に基づき、提案された四半期ごとの費用を定額で20年間にわたり支払う。(事業者の運営計画に応じて四半期ごとの支払金額が異なる提案は認めるが、年間の費用は毎年定額とする。)

d 植栽管理費

植栽管理に対するサービス購入料は、提案書に基づき、提案された四半期ごとの費用を定額で20年間にわたり支払う。(事業者の運営計画に応じて四半期ごとの支払金額が異なる提案は認めるが、年間の費用は毎年定額とする。)

e その他業務費

維持管理運営に関するその他業務費は、提案書に基づき、提案された四半期ごとの費用を定額で20年間にわたり支払う。

なお、上澄水の返送業務は、総合排泥池において処理された上澄水を浄水場へ返送するとともに、返送水の計測・監視を行うものであり、その費用は当該維持管理・運営費に含まれるものとする。

(ウ) 脱水ケーキの再生利用業務費

a 搬出・運搬費

脱水ケーキの搬出・運搬に要する費用は、再生利用が確認された脱水ケーキの再生利用量に応じて支払うものとする。(保管されている脱水ケーキに対しては費用を支払わない。)

再生利用された脱水ケーキの再生利用量の確認は、受入れ先から提出された受入れ証明書によるものとする。

なお、脱水ケーキの再生利用量は、固形物発生量(含水率 0%換算)で計測するものとし、再生利用費の計算は次のとおりとする。

$$\text{搬出・運搬費単価 (円 / t-ds)} \times \text{再生利用量 (t-ds)}$$

b 再生利用業務費

脱水ケーキの再生利用に要する費用は、再生利用が確認された脱水ケーキの再生利用量に応じて支払うものとする。(保管されている脱水ケーキに対しては費用を支払わない。)

再生利用された脱水ケーキの量の確認は、受入れ先から提出された受入れ証明書によるものとする。また、再生利用に要する費用の単価は、提案された価格で固定するものとするが、県企業庁又は事業者の要請があった場合、県企業庁と事業者等で構成する関係者協議会にて協議の上、特定事業契約書(案)に添付の変更契約書の様式に従い、5年ごとに改定することができる。その際に、単価の改定を要請するものは、改定価格の正当性を証する書類を関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より単価を改定するものとする。

なお、脱水ケーキの再生利用量は、固形物発生量(含水率 0%換算)で計測するものとし、再生利用費の計算は次のとおりとする。

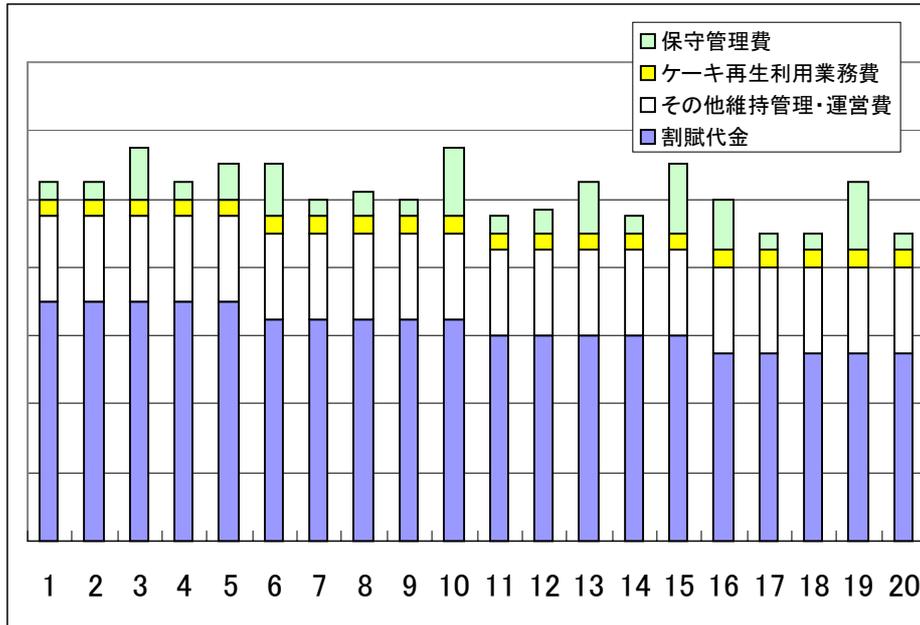
$$\text{再生利用業務費単価 (円 / t-ds)} \times \text{再生利用量 (t-ds)}$$

c 脱水ケーキ管理費

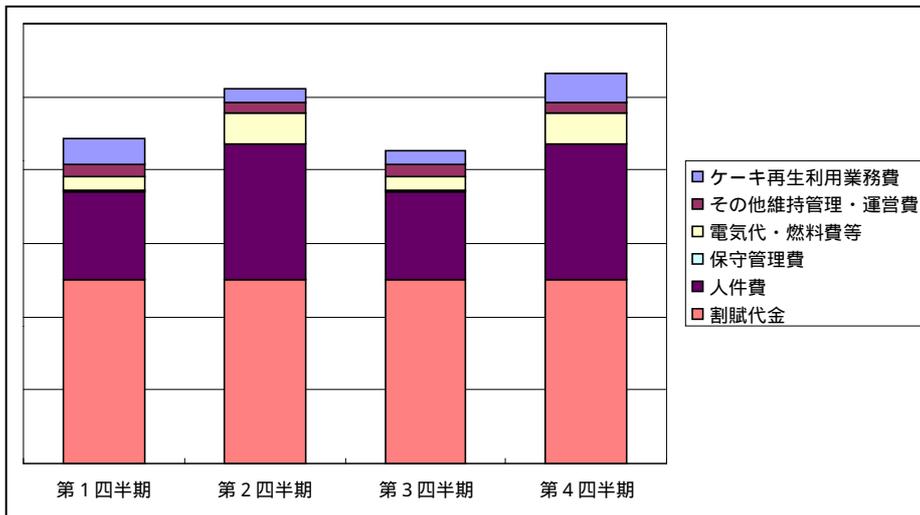
脱水ケーキの管理に要する費用は、提案書に基づき、提案された四半期ごとの費用を定額で20年間にわたり支払う。

なお、脱水ケーキの再生利用業務に要する費用のうち、搬出・運搬費及び脱水ケーキ管理費については、「2 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行うが、再生利用業務費については物価変動による改定は行わない。

(20年間の支払イメージ)



(年間の支払イメージ)



2 サービス購入料の改定

(1) 改定の基本的な考え方

ア 建設期間中の物価変動等を勘案しサービス購入料を改定する。

建設期間中の金利リスク及び物価リスクは県企業庁の負担とし、金利は引渡日の2営業日前で確定する。また、建設期間中の物価変動については、初年度のサービス購入料の支払いにおいて反映させる。

イ 新施設等整備の割賦代金の支払利息相当分については、金利変動を勘案し、5年ごとに改定する。

ウ 維持管理・運営中のサービス購入料は物価変動等を勘案し改定する。

維持管理・運営中のサービス購入料については、物価リスクは主として県企業庁が負うものとし、これを踏まえ、毎年サービス購入料の改定を行う。(ただし、脱水ケーキの再生利用業務費を除く。)

(2) 具体的な改定方法

ア 物価変動に基づく改定

(ア) 対象となるサービス

新施設及び濃縮施設の維持管理・運營業務、脱水ケーキの再生利用業務(搬出・運搬及び脱水ケーキの管理業務のみ)にかかるサービス購入料について、費目ごとに適正な指標に基づき改定を行う。

(イ) 改定方法

改定に当たっては、提案時点の単年度のサービス購入料(維持管理・運營業務費のうち保守管理費については、契約時の金額)及び構成内容を基準に、毎年度、(I)に示す各業務ごとの指標の対前年度の変動率を勘案して設定した改定率(以下「改定率」という。)を乗じ、各年度4月1日以降のサービス購入料に反映させる。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(ウ) 改定の周期

物価改定は、電気代・燃料費等及び水道代は公共料金の改定の時期に合わせて行い、その他の業務は1年に1回とする。なお、事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、県企業庁と民間事業者で協議を行うものとする。

(工) 改定率

構成	構成内容	使用する指標	計算方法
維持管理・運営業務費	人件費	「毎月勤労統計調査」実質賃金指数 / 産業計現金給与総額 (厚生労働省)	改定率
	保守管理費	「国内企業物価指数」一般機器 (日銀調査統計局)	改定率
	電気代・燃料費等	公共料金の改定に連動	提案使用量に基づき改定後の料金体系を適用
	水道代		
	植栽管理費	「企業向けサービス価格指数」建物サービス平均 (日銀調査統計局)	改定率
	その他業務費	「消費者物価指数」総合 (総務省統計局)	改定率
再生利用	搬出・運搬費	「企業向けサービス価格指数」陸上貨物輸送道路貨物輸送平均 (日銀調査統計局)	改定率
	脱水ケーキ管理費	「企業向けサービス価格指数」総平均 (日銀調査統計局)	改定率

(改定率及び計算方法)

<p>改定率 の場合 $AP_t = AP_{t-1} \times (RWI_{t-1} / RWI_{t-2})$ 改定率 の場合 $BP_t = BP_{pt} \times (CGPI_{t-1} / CGPI_{pt})$ 改定率 の場合 $CP_t = CP_{t-1} \times (CSPI_{t-1} / CSPI_{t-2})$ 改定率 の場合 $DP_t = DP_{t-1} \times (CPI_{t-1} / CPI_{t-2})$</p>
<p>AP_tBP_tCP_tDP_t : t 年度の A 業務、B 業務、C 業務、D 業務のサービス購入料 CGPI : 国内企業物価指数 RWI : 実質賃金指数 CSPI : 企業向けサービス価格指数 CPI : 消費者物価指数 BP_{pt} : 契約に明記された金額 (H15 年度価格)</p>
<p>< 計算例 > 改定率 の場合 ・初年度 (H18 年度) の支払い 提案価格が 100 万円、H17 年度の指数 101、H15 年度の指数 100 の場合 H18 年度の改定率 (H15 ~ 17 年度の物価変動の反映) = H17 年度の指数 (101) / H15 年度の指数 100 = 1.01 H18 年度のサービス購入料 = 提案価格 (100 万円) × 1.01 = 101 万円 ・H19 年度以降の支払い H18 年度の支払が 100 万円、H18 年度の指数 99、H17 年度の指数 98 の場合 H19 年度の改定率 (H18 年度の物価反映) = H18 年度の指数 (99) / H17 年度の指数 (98) = 1.0102 H19 年度のサービス購入料 = H18 年度のサービス購入料 (100 万円) × 1.0102 = 1,010,200 円</p> <p>改定率 の場合 H20 年度の保守管理費の契約時の予定額が 500 万円、H15 年度 (契約時) の指数が 100、H19 年度の指数が 102 の場合 H20 年度の改定率 (H19 年度の物価反映) = H19 年度の指数 (102) / H15 年度の指数 (100) = 1.02 H20 年度のサービス購入料 = H20 年度の予定額 (500 万円) × 1.02 = 510 万円</p>

イ 金利変動に基づく改定

(ア) 対象となるサービス

新施設等整備の割賦代金に相当するサービス購入料について、特定事業契約書(案)に添付の変更契約書の様式に従い、改定を行う。

(イ) 改定方法

改定に当たっては、初年度のサービス購入料及び構成内容を基準に、6年目、11年目、16年目の4月1日以降のサービスの購入料にそれぞれ反映させる。(5年ごとに改定。)

支払方法は元利均等払とし、計算方法は次表のとおりとする。各年の支払金額は各欄の5分の1、1回の支払額はその4分の1とする。

1～5年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】 + 【(元金の4分の3の金額)に対する金利】
6～10年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】 + 【(元金の4分の2の金額)に対する金利】
11～15年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】 + 【(元金の4分の1の金額)に対する金利】
16～20年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】

(ウ) 金利の改定

a 調達金利の内訳

次に示す基準金利と提案されたスプレッドの合計とする。

b 基準金利

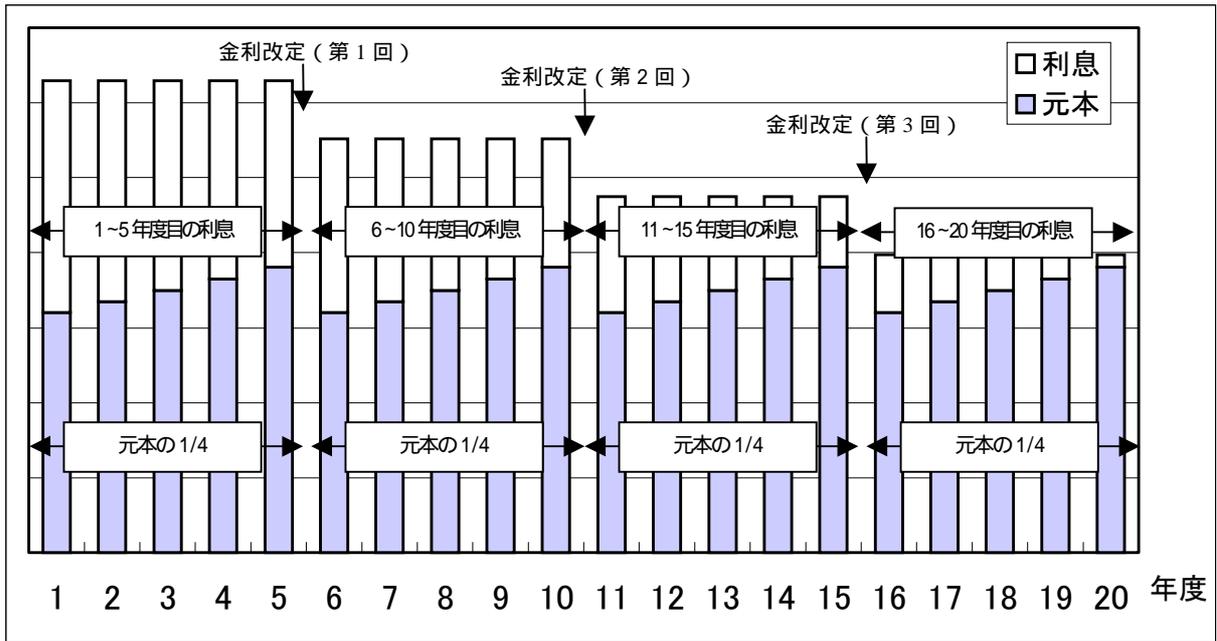
東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6カ月LIBORベース5年もの(円-円)スワップレート中値とする。なお、基準日は以下のとおり。

- ・ 運営開始～5年目(平成18年4月～平成23年3月)のサービス購入料：
引渡日の2営業日前
- ・ 6～10年目(平成23年4月～平成28年3月)のサービス購入料：
平成23年4月1日の2営業日前
- ・ 11～15年目(平成28年4月～平成33年3月)のサービス購入料：
平成28年4月1日の2営業日前
- ・ 16～20年目(平成33年4月～平成38年3月)のサービス購入料：
平成33年4月1日の2営業日前

c 金利の固定期間

5年

(割賦代金及び支払利息の支払いイメージ)



モニタリングの実施とサービス購入料の減額について

本資料は、特定事業契約書 別紙 9「モニタリングの実施とサービス購入料の減額について」に、説明のためのフロー図を付け加えたものです。なお、本資料における事業者は本件入札説明書で定義する P F I 事業者を指します。

本件事業に係るモニタリングの実施及びサービス購入料の減額方法は次のとおりである。

1 モニタリングの実施

県企業庁は本件事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、業務要求水準書に従い実施しているか確認を行う。

(1) モニタリングの実施段階

県企業庁は、以下の各段階においてモニタリングを実施する。

工事完成時 (完工確認)

維持管理・運営期間

なお、本契約後、県企業庁は、各種許認可申請・取得時における内容確認 (事前事後報告を含む。) 実施設計 (基本設計) 完了時における確認及び 工事施工時における立会いを行えるものとする。

(2) モニタリング実施計画書の作成

県企業庁は、特定事業契約締結後、(1) に定める段階ごとに以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

モニタリング時期	モニタリング内容	モニタリング組織	モニタリング手続
モニタリング様式			

(3) モニタリングの方法と費用負担

ア モニタリングの方法

(ア) 業務日報等の提出

事業者は、県企業庁が日常モニタリングを行うための業務日報 (毎日) 及び定期モニタリングを行うための業務報告書 (毎月) を作成し県企業庁へ提出する。

(イ) 業務実施状況の確認

県企業庁は、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、県企業庁は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

イ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。ただし、県企業庁に起因する費用が発生する場合は県企業庁の負担とする。

	事業者	県企業庁
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報を基に業務報告書を作成。	業務報告書、業務総括書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリング	-	脱水ケーキの再生利用の確認。 含水率 35%以下の施設性能の確認。 その他、必要に応じ不定期に、直接確認。

2 サービス購入料の減額

本件事業にかかるサービス購入料は、「付属資料1 県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について」のとおり支払われるものであるが、維持管理・運営期間中、県企業庁が行うモニタリングにより業務要求水準書において定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額を行うことがある。

(1) サービス購入料等減額の考え方

ア 減額等の対象

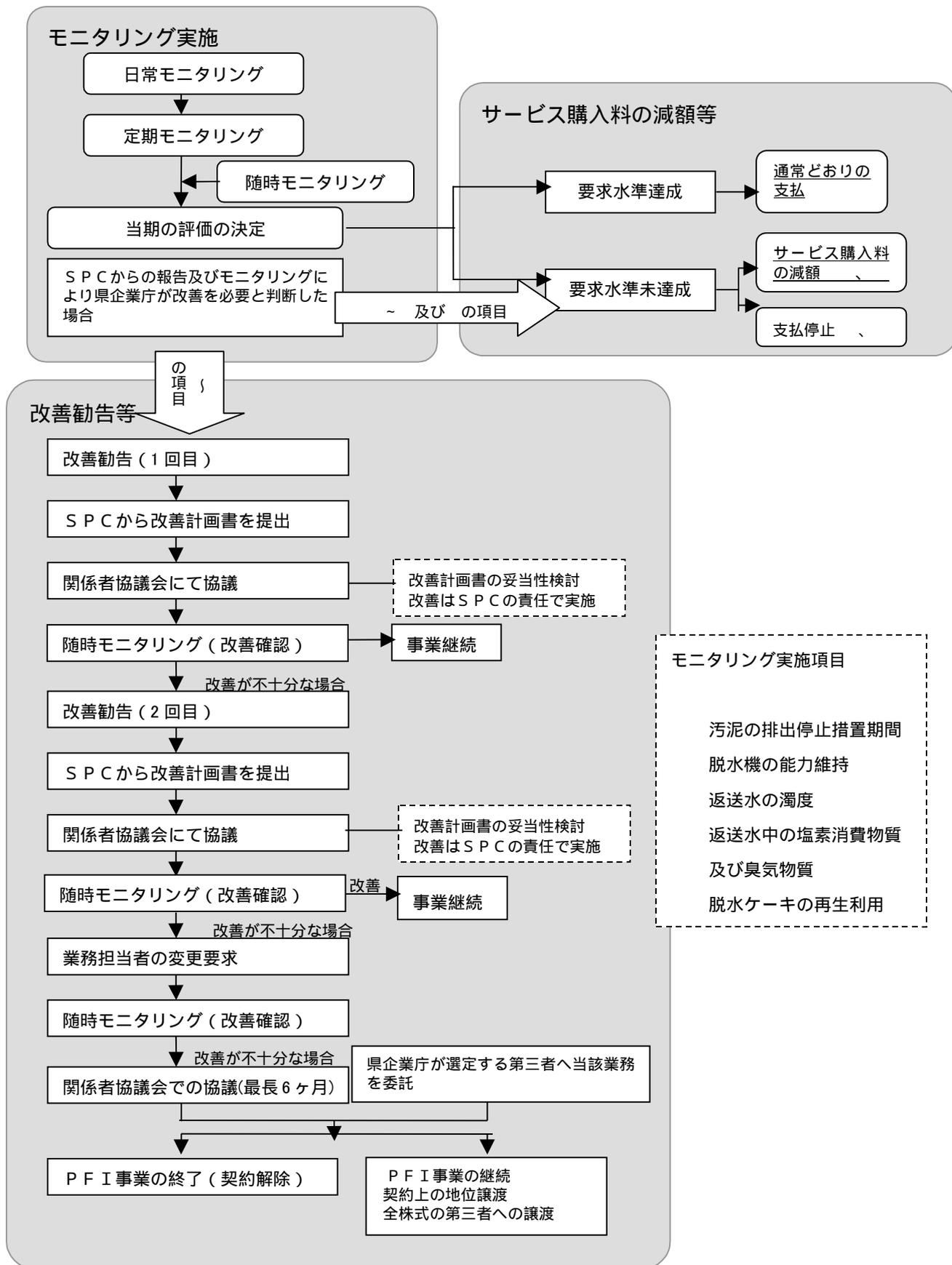
減額等の対象として次表確認項目欄中の ~ の項目について、その実施状況をモニタリングにより業務要求水準書の要求水準を満たしているかを確認し、次頁のペナルティのフローに記載のとおり、必要に応じ改善勧告 業務担当者の変更要求 契約解除という手順でペナルティを課す。

さらに、同欄中 ~ 及び の項目については、本件事業における重要性を踏まえ、サービス購入料の減額の対象とする。

要求業務	確認項目	モニタリングの実施	サービス購入料減額の対象
新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営	汚泥の排出停止措置期間		
	脱水設備の能力維持		
上澄水の返送業務	返送水の濁度		
	返送水中の塩素消費物質及び臭気物質()		改善勧告
脱水ケーキの再生利用業務	脱水ケーキの再生利用		
新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営	維持管理業務の適切な遂行		改善勧告

返送水中に含まれる塩素消費物質(有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素)及び臭気物質については、浄水処理に悪影響が及んでいると疑われる場合に、随時モニタリングを実施することとし、必要に応じて改善勧告を行うものとする。

イ ペナルティのフロー



ウ 業務要求水準が満たされていなかった場合の措置

県企業庁は、モニタリングの結果、特定事業契約書で定められた業務要求水準が維持されていないと判断した場合は、改善勧告及びサービス購入料の減額若しくは支払停止を行う。なお、サービス購入料の減額については、県企業庁は提供されるサービスを一体のものとし購入することから、サービス購入料の総額を対象に行うものとする。

措置の内容		手続きの概要
サービス購入料の減額 又は支払停止		アの表確認項目欄中 及び については、業務水準低下の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期（四半期）ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期のサービス購入料の減額を行う。 同欄中 及び については、サービス購入料の支払いを停止する。
改善勧告	1回目	業務水準低下の内容に応じて当該業務の改善について期限を定め事業者に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の 変更要求	協力企業の変更要請	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、事業者が当該業務を協力企業に委託しているときには、県企業庁は当該業務の業務担当者的変更要請を行う。
	第三者への業務委託	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、当該業務を事業者自らが行っているときには、当該業務を県企業庁が指定する第三者に委託する。
契約解除等	契約解除	上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、県企業庁が契約継続を希望しないときには、特定事業契約を解除する。
	地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、県企業庁が契約継続を決定したときには、事業者の契約上の地位又はその全株式を県企業庁が承諾した第三者へ譲渡させる。

エ 支払停止及び減額の方法

(ア) 次の場合は、業務要求水準を達成していないときでも減額の対象としない。

- ・ 予め県企業庁と協議の上で行う機器等の修繕、更新及び清掃その他の作業によるもの
- ・ 明らかに県企業庁の責によるもの
- ・ 不可効力によるもの

(イ) 施設運営開始後のモニタリングは、各業務の業務開始日に属する四半期から開始する。

また、当該四半期のモニタリングの結果は、翌月の10日までに事業者に通知されるものとし、当該四半期分として支払われるサービス購入料に反映される。

(2) 減額の方法

ア 送泥停止措置及び返送水の濁度に関わるもの

日常モニタリング、定期モニタリングにより浄水場業務に影響を与え得る事項が発生した場合、また業務要求水準書で求めている維持していないことが発覚した場合、減額の対象となる。

(ア) 対象となる項目及び基準

- ・送泥停止措置 送泥停止時間
- ・返送水の濁度 返送水の濁度及び継続時間

(イ) 対象となるサービス購入料 サービス購入料総額

(ウ) ペナルティポイント

a 送泥停止措置時間

事業者が汚泥を受け入れることができなくなり、浄水場が予定していた送泥を停止した場合、送泥を停止してから受け入れを再開するまでに要した時間に応じてペナルティポイントを課す。

ただし、再開にあたっては必ず予定された全量を受け入れなければならない。送泥が再開された後、予定された汚泥の全量を受け入れることができず、当該送泥中に再度停止した場合は送泥停止措置が継続しているものとみなす。

送泥停止措置時間に伴うペナルティポイント

停止措置時間	ペナルティポイント
6 時間以上 12 時間未満	3
12 時間以上 18 時間未満	4
18 時間以上 24 時間未満	5
24 時間以上 30 時間未満	6
30 時間以上 36 時間未満	8
36 時間以上 42 時間未満	10
42 時間以上 48 時間未満	13
48 時間以上 54 時間未満	16
54 時間以上 60 時間未満	20
60 時間以上 66 時間未満	25
66 時間以上 72 時間未満	32
72 時間以上	40

停止措置時間は、予定業務（運転）時間ではなく停止されてから再開するまでの継続した時間

b 返送水の濁度

濁度 20 度以上の返送水が 10 分間以上継続して返送された場合、その濁度及び継続時間に応じてペナルティポイントを課す。返送水の濁度が 20 度以上に上昇してから 20 度未満に下がるまで、若しくは返送を停止するまでを 1 回のペナルティとし、1 回ごとにペナルティポイントを課すこととする。

継続時間別返送水濁度のペナルティポイント

(単位：pp (ペナルティポイント))

濁度 \ 時間	10分以上 20分未満	20分以上 40分未満	40分以上 60分未満	60分以上
20度以上 60度未満	5	8	10	13
60度以上 200度未満	6	9	12	15
200度以上 300度未満	7	11	14	18
300度以上 400度未満	9	14	18	23
400度以上 500度未満	11	17	22	28
500度以上 600度未満	13	20	26	33
600度以上 700度未満	15	23	30	38
700度以上 800度未満	18	27	36	45
800度以上 900度未満	22	33	44	55
900度以上1000度未満	27	41	54	68
1000度以上	32	48	64	80

(エ) 減額の方法

四半期中の各業務(上記 a、b)のペナルティポイントを積上げて、次表に基づき当期サービス購入料総額から減額を行う。

ペナルティポイントと減額割合

累計ペナルティポイント	減額割合
11～15PP	1PPにつきサービス購入料の0.10%を減額
16～25PP	1PPにつきサービス購入料の0.15%を減額
26～40PP	1PPにつきサービス購入料の0.20%を減額
41～50PP	1PPにつきサービス購入料の0.25%を減額
51～60PP	1PPにつきサービス購入料の0.30%を減額
61～70PP	1PPにつきサービス購入料の0.40%を減額
71～80PP	1PPにつきサービス購入料の0.60%を減額
81PP以上	サービス購入料の50%を減額

PP = ペナルティポイント

- ・四半期ごとの累計されたペナルティポイントが10PP以下の場合は、サービス購入料の減額を行わず、累計されたペナルティポイントは清算される。
- ・累計されたペナルティポイントが11PP以上の場合、当期サービス購入料から当期サービス購入料に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。
- ・当期のペナルティポイントが81PPを超えた場合、当期のサービス購入料の50%を減額する。
- ・四半期ごとに累計されたペナルティポイントは清算され、翌期に繰り越されることはない。

イ 脱水設備の能力に関わるもの

随時モニタリングの結果、脱水設備の能力が要求水準書で求めている能力を維持していないことが判明した場合、支払停止の対象となる。

(ア) 対象となる項目及び基準

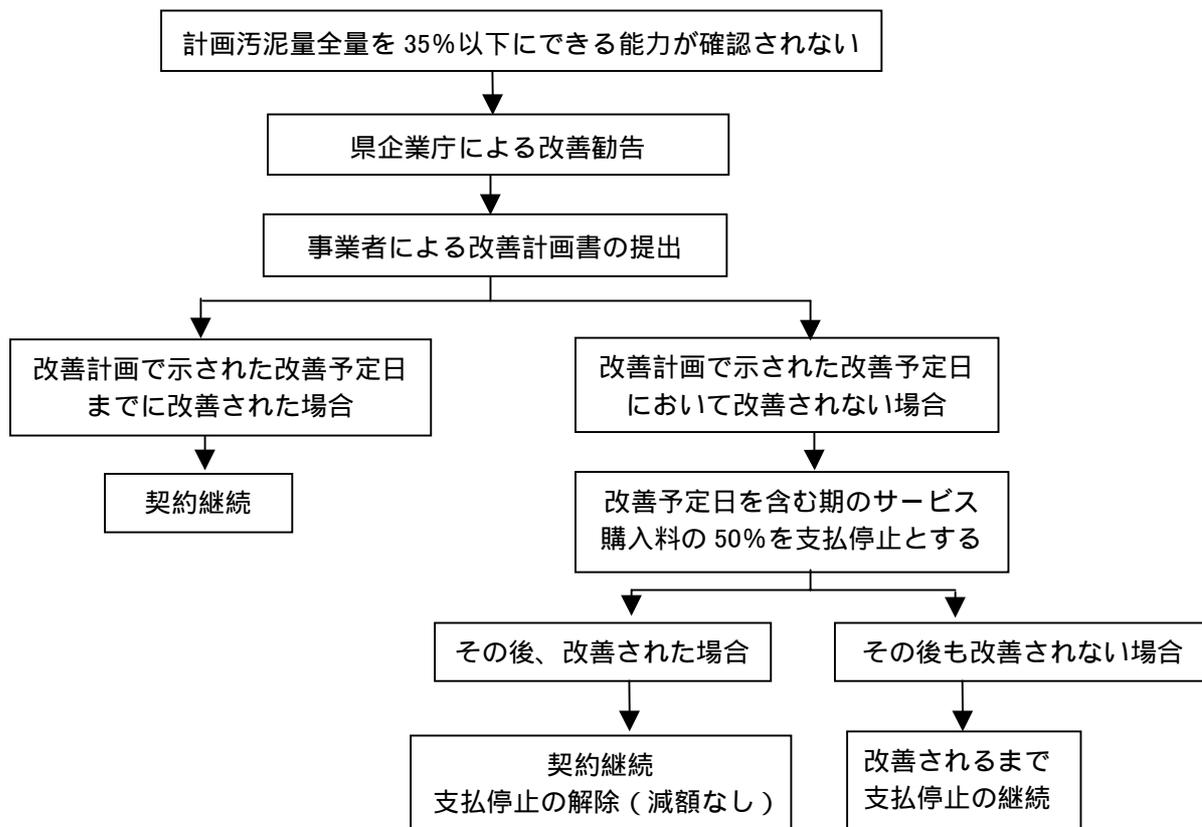
- ・脱水設備の能力...計画汚泥量の全量を含水率 35%以下の脱水ケーキにできる能力の維持

(イ) 対象となるサービス購入料 サービス購入料総額

(ウ) 支払停止の流れ

- ・随時モニタリングの結果、脱水ケーキの含水率を 35%以下にできる能力を維持していないことが判明した場合、県企業庁は改善を勧告し、事業者は改善計画書を提出する。
- ・改善勧告後、改善予定日までに脱水設備の能力改善が確認されない場合は、改善予定日を含む期のサービス購入料の 50%を支払停止とする。
- ・翌四半期以降、脱水設備の能力が確認された場合は支払停止を解除し、脱水設備の能力が確認された期のサービス購入料と共に支払停止分を支払う。
- ・翌四半期以降においても改善が認められない場合、支払停止は継続し、脱水設備の能力改善が確認されるまで停止されているサービス購入料は支払われない。

設備能力に関する支払停止の流れ



ウ 脱水ケーキの再生利用

県企業庁による随時モニタリングにより脱水ケーキの 100%再生利用が行われず、不法投棄あるいは無断で最終処分場への埋立てを行った事が判明した場合、「(ア) 不法投棄等及び

協議を経ない最終処分場への埋立て」の手順に従って契約が解除される。

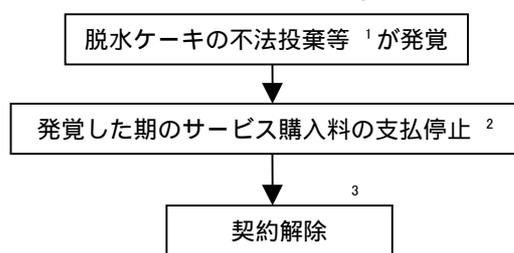
ただし、最終処分場への埋立てについては、協議を踏まえた上で、緊急避難として最終処分場への埋立てがやむを得ないと県企業庁により判断された場合はこの限りではない。その場合、「(イ) 協議に基づく最終処分場への埋立て」に従って対応することができる。

(ア) 不法投棄等¹及び協議を経ない最終処分場への埋立て

- ・不法投棄が発覚、あるいは協議に基づかない最終処分場への埋立てが発覚した場合は、サービス購入料全額の支払を即時停止。
- ・事業者の帰責事由がないことが確認されない限り、契約を解除する。

不法投棄の発覚又は協議に基づかない最終処分場への埋立てが

発覚した場合の流れ (特定事業契約書(案)第55条第3号関係)



1 処分方法が不明である場合は「不法投棄」とみなす。

2 契約解除に至った場合には、停止されたサービス購入料については支払われない。

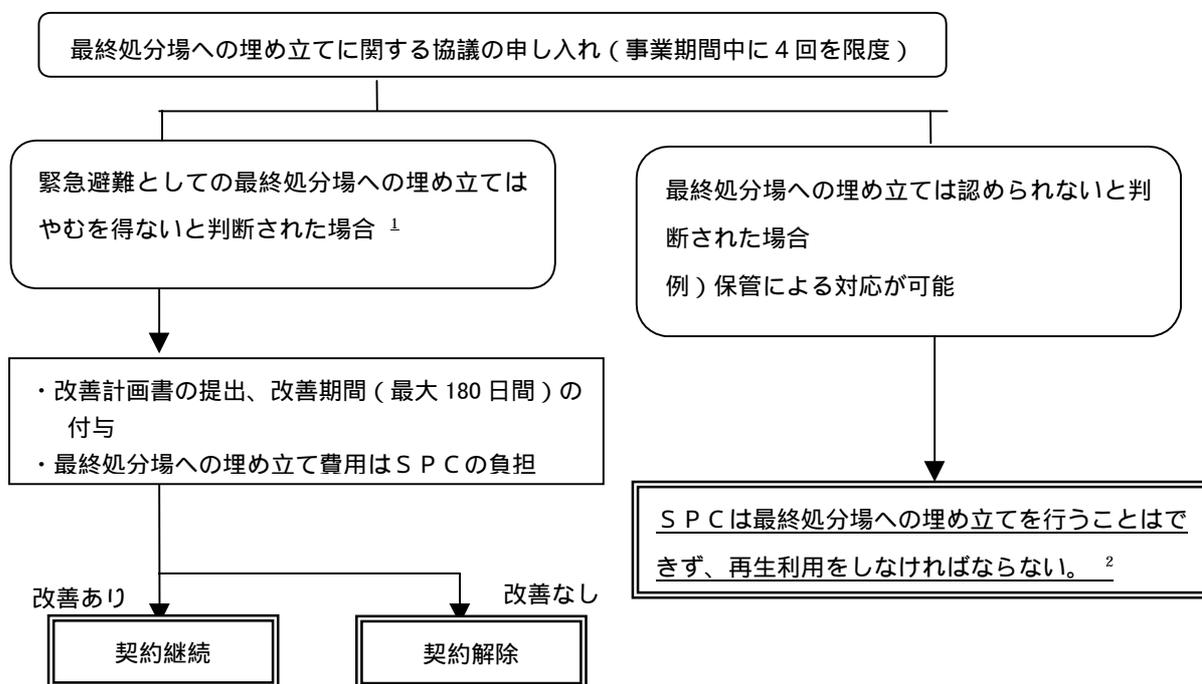
*3 不法投棄等が発覚してから30日以内に事業者の帰責事由がないことが確認された場合は、県企業庁は協議に応じるものとし、その場合、支払停止の解除のうえ契約を継続することが可能。

(イ) 協議に基づく最終処分場への埋立て

- ・事業者は最終処分場への埋立てに関し、県企業庁と事業期間を通じて4回まで協議することが可能である。
- ・最終処分場への埋立ては、緊急避難としてやむを得ず埋め立てることを県企業庁が認めた場合に限るもので、代替措置による対応等が可能である場合は最終処分場への埋立てを認めない。ただし、再生利用市場の消失等の不可抗力にあたる場合はこの限りではない。
- ・最終処分場への埋立てが認められた場合、事業者は改善期間(埋立て開始日から最大180日まで)を明示した改善計画書を提出すること。
- ・最終処分場への埋立て費用(運搬費を含む。)は全額事業者の負担とする。
- ・埋立て日から事業者が提示した改善予定日までの間に、改善計画書に基づいた改善が見られた場合は、契約は継続される。改善予定日において改善が見られない場合は契約解除とする。なお、改善予定日までに再び協議(当該協議は新たな協議回数に含まれる。)を行い、引き続き埋立てをする場合は、この限りでない。
- ・なお、協議のうえ、最終処分場への埋立てが認められない場合は、必ず再生利用を行わなければならない。

最終処分場への埋立てを協議する場合の流れ

(特定事業契約書(案)第43条関係)



1 再生利用市場の消失等の不可抗力により、再生利用自体が不可能であるような状況に陥った場合には、関係者協議会で協議の上、契約内容を変更することもあり得る。

2 最終処分場への埋立てが最終的に認められない場合でも、協議回数として含まれる。

(ウ) 脱水ケーキ 100%再生利用の確認方法

業務日報及び業務報告書により脱水ケーキの発生量を把握し、売却相手方又は再生利用依頼先から受入れた脱水ケーキ量を証明する書類との照合により確認を行う。脱水ケーキの発生から売却相手方又は再生利用依頼先への搬入までに一時保管等を行う場合には、その保管量についても確認を行う。

$$\text{脱水ケーキの発生量} = \text{売却相手} \cdot \text{再生利用依頼先の受入れ脱水ケーキの量} + \text{保管量}$$

(エ) その他

脱水ケーキを再生利用先に販売する場合でも、当該販売代金を超える運搬費をPFI事業者が負担している場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、産業廃棄物の処理委託という取扱いになりますので留意してください。

なお、詳細については「寒川浄水場排水処理施設更新等事業実施方針等に関する質問への回答」別紙2を御参照ください。

平成15年4月

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 渡辺 穰 様

日本政策投資銀行
地域企画部審議役 根本 祐二



寒川浄水場排水処理施設特定事業について

日頃より、弊行業務にご理解ご協力を頂き大変有難うございます。

さて、弊行では、平成11年7月のPFI推進法「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の成立を受けて、民間の資金やノウハウを活用した英国の社会資本整備手法であるPFI (Private Finance Initiative) のわが国への導入と定着に向けて、金融面・情報面からの支援を行っております。

貴県で現在検討されている寒川浄水場排水処理施設特定事業につきましては、今後、提案の受付並びに事業者選定手続が行われるものと理解しております。

弊行といたしましても、当事業に係る事業者が選定され、当該事業者からのご要望があった場合には、供用開始後の脱水ケーキ再生利用への実際の需要が想定を下回った場合の支援策の構築等、事業者において責任ある事業体制が組まれることを前提として、当事業に対する融資の検討を行う用意があることをお伝え申し上げます。

なお、本件は現時点において弊行が知り得る情報に基づき、弊行の現時点における当事業に対する融資検討に係る考え方を表明するものであり、融資検討の結果、弊行が融資を行うことを確約するものではないことを申し添えます。

以 上

(付属資料様式 1)

平成 年 月 日

入札説明会参加申込書

寒川浄水場排水処理施設特定事業の入札説明会への参加について、次のとおり申し込みます。

企業名	
所在地	
所属 / 担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
Eメールアドレス	
参加者職名	参加者氏名

(付属資料様式 2)

平成 年 月 日

現況調査実施申込書

寒川浄水場排水処理施設特定事業に係る現況調査の実施について、次のとおり申し込みます。

企業名	
所在地	
所属 / 担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
Eメールアドレス	
現況調査実施希望日	月 日 () 時
参加者職名	参加者氏名

(付属資料様式 3)

平成 年 月 日

入札説明書等に関する質問書

「寒川浄水場排水処理施設特定事業 入札説明書等」について、質問事項がありますので、提出します。

質 問 者	企業名 所在地 所属 / 担当者名 電話番号 F A X 番号 Eメールアドレス
項 目	(入札説明書等資料名・ページ)
内 容	

備考 1 質問項目は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

2 質問内容及び質問者は、質問に対する回答と合わせて公表されます。